

身延町社会福祉協議会小地域福祉活動助成事業要項

1 趣旨

この要項は、地域福祉の推進を図るため、住民による福祉活動に要する経費に対し、予算の範囲内で助成することについて必要な事項を定める。

2 助成対象

- 1) 区又は区を単位として区長が認めた団体(民生児童委員が担当している集落(地区)も対象とする。)
- 2) 地域の状況に応じ、複数の区あるいは区を分割しての実施事業も助成対象とする。

3 対象事業

次に掲げるものを、助成の対象とする。

- ・お茶のみ会活動(高齢者放談会、高齢者生活指導、高齢者と子供のふれあい会など)
- ・一人暮らし高齢者、要援護者等訪問、見守り活動
- ・要援護者の生活支援活動
- ・健康相談会
- ・料理教室等各種教室
- ・防災学習会等各種学習会
- ・軽スポーツ大会等各種大会
- ・その他会長が認める地域福祉を推進する活動

4 対象外事業

次に掲げるものは、助成の対象としない。

- 1) 営利活動、政治活動、宗教活動
- 2) 公的な補助金又は本助成以外からの助成を受けている事業
- 3) 団体の運営費(人件費及び家賃、光熱費、通信費も含む。)
- 4) その他不適切と認められる事業及び経費

5 助成金額

- 1) 助成上限額は、参加人数により次のとおりとする。
 - ・20名未満 20,000円
 - ・20名～39名 25,000円
 - ・40名～59名 30,000円
 - ・60名以上 35,000円

- 2) 助成金額は、予算の関係で調整することがある。
- 3) 助成金は、上限額と支出合計額を比較して少ない額を助成金額とする。

6 申請方法等

- 1) 助成を希望する区・団体は小地域福祉活動助成事業助成金交付申請書(様式1)を社会福祉協議会会長に提出する。
- 2) 区以外の団体が申請する場合は、区長と協議し、区長の署名、捺印による申請書を提出する。
- 3) 会長は、申請内容を審査し、相当と認めた場合は、小地域福祉活動助成事業助成金交付決定通知書(様式2)を交付する。
- 4) 区長又は団体代表者は当該年度の3月31日までに、小地域福祉活動助成事業実績報告書(様式3)を社会福祉協議会会長に提出する。

5 助成金の返還

次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部または一部を取り消し、もしくは既に交付した助成金の全部または一部を返還させることができる。

- 1) 助成金を目的外に使用したとき
- 2) 虚偽の申請が判明したとき

附 則

- 1 この要項は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 従前の小地域福祉活動助成事業実施要項及び高齢者放談会・老人生活指導費配分事業並びに地域ケアシステム推進費配分事業は廃止する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

この要項は、令和6年4月1日から施行する。